



埼玉県報

第2177号

平成22年4月23日

金曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [馬宮土地改良区役員の就任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [西吉見南部土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示\(農業支援課\)](#)

- [ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借に係る一般競争入札公告\(会計課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示\(川越県税事務所\)](#)
- [国道二百五十四号の供用開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道前橋長瀬線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [技能教育のための施設の変更等\(高校教育指導課\)](#)
- [技能教育のための施設の変更等\(高校教育指導課\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第六百十二号中訂正\(東松山農林振興センター\)](#)
- [埼玉県公営企業管理規程第二号中訂正\(公営企業・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年四月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人U C K

（変更後）特定非営利活動法人M A C H I A V E L L I S M

三 代表者の氏名

細田 吉郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市並木元町一番六七 一五〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、非行少年・少女、また何らかの事情で施設などに預けられている孤児等の恵まれない青少年や、その関係支援団体に対して、音楽・スポーツ等のイベント活動や施設慰問活動を通して様々な支援事業を行い、生きがいや更生の手助けをする事により、明るいまちづくりや地域社会における福祉の増進に、寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年四月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鶴ヶ島市学童保育の会

三 代表者の氏名

細田 勝実

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字椿山裏四〇七番地一

五 定款に記載された目的

この会は、会員の協同互助による運営を基本とし、保育を必要とする小学校の児童の、豊かで安全な放課後の生活の場を築くとともに、地域の人々と協力し、すべての子どもたちのため、また障害のある人や高齢者等、援助や支援を必要とする人々のため、豊かで思いやりのある地域社会の確立を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年四月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さやま・あすなる会
- 三 代表者の氏名
野村 浩三
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市大字東三ツ木字山田二番地十六天都ビル二〇三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、クレジット・サラ金・ヤミ金・商工ローン問題を学習し、多重債務に陥った人への相談や、被害者の根絶のための諸活動を行うことを目的とする。

告示

埼玉県告示第六百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PC DEPOT新座店

新座市野火止五丁目一番三十六号

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社田中産業 代表取締役 田中精一

新座市野火止五丁目五番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島隆久

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番地九

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年十二月十七日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千三百二十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 四カ所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後七時

ト 届出年月日

平成二十二年四月十六日

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フレッセイ児玉店

本庄市児玉町八幡山四十五ー一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町九百番地の一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年十二月十七日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

五千二百七十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二八七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一五八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七〇・四立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 四力所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年四月十六日

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第六百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

毛呂山共同ビル

入間郡毛呂山町大字岩井二千六百二十一番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時まで

（変更後）午前九時から午後十時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時十五分まで 他

（変更後）午前八時四十五分から午後十時十五分まで 他

八 変更年月日

平成二十二年五月十六日

二 届出年月日

平成二十二年四月六日

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

秩鉄寄居ショッピングセンター

大里郡寄居町大字寄居千九十八番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時四十五分まで

（変更後）午前九時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時まで

（変更後）午前八時四十五分から午後十時まで

ハ 変更年月日

平成二十二年五月十六日

ニ 届出年月日

平成二十二年四月六日

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第六百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

長谷川ビル

戸田市笹目三丁目十五番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時まで

（変更後）午前九時から午後十時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時十五分まで 他

（変更後）午前八時四十五分から午後十時十五分まで 他

ハ 変更年月日

平成二十二年五月十六日

二 届出年月日

平成二十二年四月六日

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第六百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新井ビル

春日部市栄町二丁目二百二十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時まで

（変更後）午前九時から午後十時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時三十分まで 他

（変更後）午前八時四十五分から午後十時十五分まで 他

ハ 変更年月日

平成二十二年五月十六日

二 届出年月日

平成二十二年四月六日

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第六百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

中村ビル

越谷市北越谷二丁目三十八番八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時五十分まで

（変更後）午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時まで

（変更後）午前八時四十五分から午後十時まで

八 変更年月日

平成二十二年五月十六日

二 届出年月日

平成二十二年四月六日

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第六百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ新座店

新座市栗原四丁目三十四番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から翌午前〇時まで

（変更後）午前九時から翌午前〇時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から翌午前〇時三十分まで

（変更後）午前八時四十五分から翌午前〇時十五分まで

ハ 変更年月日

平成二十二年五月十六日

二 届出年月日

平成二十二年四月六日

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

毛呂山共同ビル

入間郡毛呂山町大字岩井二千六百二十一番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 鎌北土地建物株式会社 代表取締役 鎌北敏子

鎌北建設株式会社 代表取締役 鎌北武則

（変更後） 鎌北土地建物株式会社 代表取締役 鎌北武則

鎌北建設株式会社 代表取締役 鎌北龍児

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 清水信次

（変更後） 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治

ハ 変更年月日

平成十八年三月一日 他

ニ 届出年月日

平成二十二年四月六日

三 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

秩鉄寄居ショッピングセンター

大里郡寄居町大字寄居千九十八番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 清水信次

（変更後）株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治

ハ 変更年月日

平成十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十二年四月六日

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

長谷川ビル

戸田市笹目三丁目十五番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 清水信次

（変更後）株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治

ハ 変更年月日

平成十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十二年四月六日

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

中村ビル

越谷市北越谷二丁目三十八番八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 清水信次

（変更後）株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治

ハ 変更年月日

平成十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十二年四月六日

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第六百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬宮土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
監事	大久保 行雄	さいたま市西区西遊馬五五五番地

告示

埼玉県告示第六百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西吉見南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	西村房男	比企郡吉見町大字北吉見十番地
----	------	----------------

同	石井実	同 同 同 五三一番地
---	-----	-------------

同	森田邦生	同 同 同 九三五番地
---	------	-------------

同	舟橋憲一	同 同 同 南吉見二六八番地
---	------	----------------

同	関根宏次	同 同 同 三二一番地
---	------	-------------

同	戸田秀男	同 同 同 一六六九番地
---	------	--------------

同	小嶋善博	同 同 同 久米田四〇八番地
---	------	----------------

同	笠原利一	同 同 同 六六一番地一
---	------	--------------

同	新島久徳	同 同 同 南吉見一四七四番地
---	------	-----------------

同	新島武男	同 同 同 一四八四番地
---	------	--------------

同	長嶋昇	東松山市大字下野本一三八四番地二
---	-----	------------------

同	鈴木忠司	比企郡吉見町大字和名九八四番地
---	------	-----------------

同	長澤祥一	同 同 同 久保田二六四番地
---	------	----------------

監事	大澤光昭	同 同 同 北吉見一四八〇番地二
----	------	------------------

同	小嶋剛史	同 同 同 久米田九五七番地
---	------	----------------

同	小池久夫	同 同 同 南吉見一五二八番地
---	------	-----------------

二 退任

職名	氏名	住所
----	----	----

理事	石井種治	比企郡吉見町大字北吉見一四七番地
----	------	------------------

同	森好雄	同 同 同 四一三番地
---	-----	-------------

同	森田由行	同 同 同 八四二番地
---	------	-------------

同	大澤光昭	同 同 同 一四八〇番地二
---	------	---------------

同	島村輝男	同 同 同 南吉見二三九番地
---	------	----------------

同	笛木明	同 同 同 三〇五番地
---	-----	-------------

同	芳澤友治	同 同 同 五六八番地
---	------	-------------

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

平成二十二年四月十七日の降雪の災害を平成二十二年四月二十三日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年2月1日(火)から平成30年1月31日(水)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書詳細による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課担当 岡本 電話048-830-0110 内線2245 ファクシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年6月3日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年6月2日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年6月3日（木）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成22年6月3日（木）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年5月28日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年5月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書詳細による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Aircraft System for Helicopter Television.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m., June 3,2010 By mail;5:00p.m.,June 2,2010 In person;10:30 a.m.,June 3, 2010
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県川越県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 西武プロパティーズ	田島 幸夫	埼玉県所沢市くすのき台一丁目十一番地の二	平成二十二年三月三十一日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

<p>二百五十四号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>朝霞市大字台字久田二五七番一地先 から同市大字上内間木字内川端四一 八番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年四月二十四日 午後四時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成四年十一月二十七日付 け埼玉県告示第一六一九号 で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長一七一六・〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福島 浩 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 前橋長瀬線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	本庄市児玉町太駄字沢戸口九一六番 一地先から同市児玉町太駄字沢戸口 九一七番一地先まで	区 間
一〇・二〇) 一三・八九	八・一六) 一三・三七	敷地の幅員 (メートル)
	一六・五〇	延長 (メートル)
		備 考

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年四月九日

指令川建セ第二一〇一七〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年四月十九日

川建セ第二二〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字角山字上川原五一八一の一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字腰越七〇〇一三四

市田 英明

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十一年十二月二十一日

指令越建セ第二一〇一四八〇号

二 検査済証番号

平成二十二年四月二十日

越建セ第三二一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字佐内新田前一七七〇―一外八筆

四 公共施設の種類、位置及び区域

道路

北葛飾郡杉戸町大字下高野字佐内新田前一七六三―三、一七六五―四

五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市東三丁目二番一七号

堀中 マツエ

告 示

埼玉県教委告示第十八号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定による技能教育のための施設の名称の変更に係る届出があつたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 名称を変更する技能教育のための施設の名称

学校法人埼玉彰華学園彰華学園情報文化専門学校（埼玉県北葛飾郡杉戸大字並塚一六四三番地）

二 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
施設の名称	学校法人埼玉彰華学園 彰華学園情報文化専門学校	学校法人真英舎 真英舎学院情報文化高等専修 学校

三 事実発生日

平成二十一年四月一日

告示

埼玉県教委告示第十九号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定による技能教育のための施設の名称の変更に係る届出があつたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 名称を変更する技能教育のための施設の名称

学校法人埼玉彰華学園彰華学園保育福祉専門学校（埼玉県北葛飾郡杉戸大字並塚一六四三番地）

二 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
施設の名称	学校法人埼玉彰華学園 彰華学園保育福祉専門学校	学校法人真英舎 真英舎学院保育福祉専門学校

三 事実発生日

平成二十一年四月一日

正 誤

埼玉県告示第六百十二号（平成二十二年四月十六日第二千七百七十五号）中訂正

本文

ページ 行

一 前から八、二十七

吉 誤
田 坊 男

吉 正
田 鉄 男

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第二号（平成二十二年三月三十日第二千七百七十号）中訂

正

ページ 行

一 前から三

誤

本則及び別表中「水道建設課長」を「水道整備課長」に、「水道建設事務所長」を「水道整備事務所長」に改める。

正

別表中「水道建設課長」を「水道整備課長」に、「水道建設事務所長」を「水道整備事務所長」に改める。